

トラック・物流Gメン活動中!

トラック・物流Gメンは、物流産業全体の取引適正化を進めるため、 適正な取引を阻害する疑いのある荷主・元請事業者に対する監視を 強化するべく、創設された制度です。トラック事業者に対するヒア リングの実施等により、違反原因行為(*)の疑いのある荷主・元請 事業者に対し、「働きかけ」や「要請」等を行っています。

※違反原因行為については、裏面もご覧ください。

荷主が違反原因行為を している疑いがあると 認められる場合 荷主が違反原因行為を していることを疑う 相当な理由がある場合

要請してもなお改善 されない場合

働きかけ



要請



勧告・公表

※勧告を発動した場合は 荷主名を公表します。

トラック・物流Gメンの活動事例を紹介します

①運賃・料金の不当な据置きを是正

燃料サーチャージについて交渉しても、なか なか結論を出してもらえない





元請と真荷主が速やかに協議し、燃料サーチャージを導入することでスピード決着

②恒常的な長時間の荷待ちを是正

3時間以上待たされる





専用バースの確保、荷受・仕分要員の配置、 到着時間の設定の対策をした結果、平均滞在 時間 が「30分未満」まで大幅改善

③契約にない附帯業務を是正

契約にない附帯業務を無償で要求される





作業範囲、運送料金作業附帯料金をそれぞれ 分けて契約を締結し、契約内容の「見える 化」を実施

④過積載運行の要求を是正

荷物の重量に関係なく、箱車やウィング車の 天井まで荷物を積まされる





積荷重量を把握できる配車システムを構築し、 協力会社と連携し、重量の分散化を実施

それ、違反原因行為です。

違反原因行為とは、トラック運送事業者が法令に違反する原因となる おそれのある荷主・元請事業者の以下のような行為です。

恒常的に長い荷待ち時間 無理な到着時間の設定 過積載になるような依頼



⇒過労運転防止義務違反 を招くおそれ



⇒最高速度違反を招く おそれ



⇒過積載運行を招くおそれ

他にも、以下の行為が違反原因行為となることがあります。

- ●契約にない附帯業務
 - …契約にない手作業での積込作業、ラベル貼り、検品の強要
- ●運賃・料金の不当な据置き
 - …運賃・燃料サーチャージの価格交渉に応じない
- ドライバーの拘束時間超過
 - …配車時刻までに荷揃えが終わっておらずドライバーを待機させる
- 異常気象時の運行指示
 - …気象警報が出ているにもかかわらず運行指示をする

事実確認のうえ、改善すべき点が見つかった場合、 自主的な是正をお願いします。

【お問い合わせ先】

(トラック関係)

国土交通省 北陸信越運輸局 自動車交通部 貨物課 025-285-9154 新潟運輸支局 輸送·監査担当 025-285-3123 長野運輸支局 輸送·監査担当 026-474-0080 富山運輸支局 輸送·監査担当 076-415-0111 石川運輸支局 輸送·監査担当 076-208-6000 (倉庫業関係)

国土交通省 北陸信越運輸局 交通政策部 環境・物流課 025-285-9152



/ トラック・物流 G メン |ポータルサイト |※内容は順次更新中